

市民生活部

1. 戸籍・住民基本台帳事務 5-3

(1) 人口・世帯数 (平成22年3月31日現在)

登 録 人 口	住民基本台帳	男	111,285人	235,692人	世 帯 数	91,531世帯
		女	124,407人			
	本 籍	276,879人			本 籍 数	109,882戸籍
	外 国 人	1,396人				
	印 鑑	148,979人				

(2) 届出事件数 (平成21年度)

(住民票)					
種別	移動事由	処理件数	種別	移動事由	処理件数
転入届	転入	5,975	職権記載等	職権記載	4
	未届転入	20		職権回復	19
転居届	転居	5,650		帰化	11
転出届	転出	6,192		職権消除	109
	国外移住	91		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	223		戸籍届出	3,034
	世帯変更	31		戸籍通知	559
	世帯合併	130	その他	転出取消	59
	世帯分離	299		職権修正	7,368
職権記載等	出生	2,060	合計	修正	1,386
	死亡	2,245			
			35,465		

(戸籍の附票)

種別	件数
記載	32,156
消除	1,870
計	34,026

(印鑑)

種別	件数
登録	9,671
修正	5,550
除票	9,816
計	25,037

※住民票事務処理件数のその他・職権修正には、転入通知を含む。

(戸籍事務)

区 分			件 数	区 分			件 数
1	出	生	3,120	19	帰	化	17
2	国	籍 留 保	23	20	国	籍 喪 失	2
3	認	知	48	21	国	籍 選 択	2
4	養 子	縁 組	245	22	外 国	国 籍 喪 失	0
5	養 子	離 縁	105	23	氏	の 変 更	42
6	法73条の2・法69条の2		5	24	名	の 変 更	9
7	婚	姻	3,126	25	転	籍	1,172
8	離	婚	716	26	就	籍	0
9	法77条の2・法75条の2		274	27	訂 正 ・ 更 正	① 市町村長職権	121
10	親権・未成年者の後見・後見監督		20			② 法24条2項	9
11	死	亡	3,016			③ 法113条114条	3
12	失	踪	3			④ 法116条	9
13	復	氏	12			⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	0
14	姻 族 関 係 終 了		7			⑥ 続柄の記載更正(申出)	8
15	相 続 人 廃 除		0			計	150
16	入	籍	652	28	追	完	1
17	分	籍	49	29	そ	の 他	12
18	国	籍 取 得	3	30	不 受 理 申 出		75
				計			12,906

(3) 自動交付機

- ① 設置年月日 平成10年8月1日

平成17年3月22日から庁舎1階フロアに2台増設し、計4台稼動。

- ② 設置場所・利用時間等

●佐賀市役所本庁1階西玄関(1台)

平成21年度 月別交付機集計表

月～金 午前8時30分～午後9時
土・日・祝・12/29・12/30

午前8時30分～午後5時

休止日 年末年始(12月31日～1月3日)

●佐賀市役所本庁1階フロア(2台)

月・水・木・金 午前8時30分～午後5時

火 曜 午前8時30分～午後7時

日 曜 午前9時～午後4時

休止日 土曜・祝日・年末年始

(12月29日～1月3日)

●エスプラッツ2階市民サービスセンター前(1台)

月～金 午前10時～午後7時

土・日・祝 午前10時～午後5時

休止日 年末年始(12月29日～1月3日)

月	発 行 部 数	各証明毎の全発行数に占める交付率(%)				全 体
		印鑑登録 証明書	住民票 の写し	所得課税 証明書	納 税 証明書	
4	3,923	45.89	18.99	1.92	1.79	26.11
5	3,089	45.80	19.58	1.60	0.99	28.86
6	3,459	43.25	18.15	2.46	2.41	19.21
7	3,354	42.14	18.33	2.45	3.72	21.04
8	2,846	43.94	19.18	1.51	1.49	24.82
9	3,428	45.45	21.17	1.81	0.44	27.21
10	3,291	44.62	19.70	1.57	0.51	27.32
11	3,505	46.62	20.72	1.87	1.16	28.34
12	3,475	45.92	21.42	2.04	1.93	28.99
1	3,650	46.56	21.19	1.48	1.45	29.22
2	3,879	45.34	21.78	2.76	1.85	28.70
3	5,847	47.77	21.33	2.96	1.29	29.59
合計	43,746	45.39	20.18	2.17	1.69	26.37

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

●住基カード多目的サービス開始

(平成16年6月1日)

住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、次の3つのサービスを開始した。

- ・申請書を自動で作成するサービス
- ・窓口で印鑑登録証明書の交付を受けることができるサービス
- ・自動交付機を利用できるサービス

住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表 (平成21年度)

月	住基カード 交付件数	広域交付 住民票の写し	付 記 転出入	電子証明書 交付件数
4	210	12	2	5
5	147	15	0	9
6	221	8	0	2
7	210	19	0	2
8	241	9	0	1
9	182	21	0	5
10	290	7	2	7
11	212	8	0	24
12	197	11	0	25
1	279	20	0	122
2	395	14	0	243
3	350	12	0	124
合計	2,934	156	4	569

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成16年6月1日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成18年6月1日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明、外国人登録原票記載事項証明書

郵便局証明書発行サービスでの交付件数 (平成21年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
嘉 瀬	83	60	105	59	46	62	80	54	64	63	63	138	877
蓮 池	39	17	22	40	39	29	35	27	35	21	35	55	394
川 久 保	103	69	102	79	68	66	83	69	72	73	84	132	1,000
北 山	7	3	11	4	10	9	8	11	11	6	13	16	109
三 反 田	17	7	9	9	9	8	10	9	9	12	10	20	129
合 計	249	156	249	191	172	174	216	170	191	175	205	361	2,509

2. 総合窓口 5 - 3

(1) 概要

平成13年10月29日開設

- ・「届出コーナー」…戸籍の届出、住所の変更、印鑑の登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。
- ・「証明コーナー」…住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明、税証明を一括して取り扱う。
- ・「外国人登録コーナー」…外国人登録に関する事務を取り扱う。

(2) 平日窓口延長サービス

開始：平成12年10月3日

取扱時間：毎週火曜日は窓口の取扱時間を2時間延長し、午前8時30分から午後7時までとする。

(3) 繁忙期窓口開設サービス

開始：平成14年3月

年度末と年度初めの繁忙期に、窓口の取扱時間を延長している。

平成21年度の取り組み

- ・土日サービス
平成22年3月27日(土)・28日(日)、4月3日(土)・4月4日(日)の4日間に、午前9時から12時まで及び午後1時から4時までの6時間窓口を開設した。
- ・平日窓口延長サービス
平成22年3月23日(火)から4月5日(月)までの平日の10日間は、窓口の取扱時間を1時間延長し、午前8時30分から午後6時までとした。

(4) 日曜窓口サービス

開始：平成16年2月15日（同年6月27日まで試行。その後継続実施）

取扱時間：毎週日曜日 午前9時から12時、午後1時から4時

取扱業務：住所変更とそれに伴う国民健康保険、国民年金の手続き、印鑑登録、各種証明書の発行、住民基本台帳カードの発行

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成21年度）

種 別	手 数 料 (円)	件 数
住 民 票 の 写 し	1 通 300	121,874
住 民 票 記 載 事 項 証 明 書	1 通 300	2,504
印 鑑 登 録 証 明 書	1 通 300	87,879
戸 籍 謄 本	1 通 450	40,633
戸 籍 抄 本	1 通 450	12,550
戸 籍 記 載 事 項 証 明 書	1 通 350	22
除 籍 謄 本	1 通 750	38,188
除 籍 抄 本	1 通 750	413
除 籍 記 載 事 項 証 明 書	1 通 450	2
受 理 等 の 証 明	1 通 350	281
戸 籍 の 附 票 の 写 し	1 通 300	16,362
住 民 票 関 覧	1 通 300	14,598
広域交付住民票の写し	1 通 300	161
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	1 通 500	2,791
印 鑑 登 録 証 再 登 録	1 通 500	4,136
転 出 証 明 書	無 料	5,702
身 分 証 明 書	1 通 300	3,007
そ の 他 の 諸 証 明	1 通 300	3,041
自 動 車 臨 時 運 行 許 可	1 通 750	1,869
所 得 証 明 書	1 通 300	22,327
課 税 証 明 書	1 通 300	671
所 得 課 税 証 明 書	1 通 300	13,076
納 税 証 明 書	1 通 300	8,177
事 業 所 証 明 書	1 通 300	136
固 定 資 産 証 明 書	1 通 300	10,712
合 計		411,112

※税証明については総合窓口取り扱い分のみ。

3. 市民サービスセンター 5 - 3

エスプラッツ2階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や県からの権限委譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を開始した。

開始：住民票等の各種証明発行 平成19年8月1日

一般旅券の申請受理及び交付 平成19年9月1日

窓口時間

平日 午前10時から午後6時30分まで（火曜日は午後7時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後4時まで

閉庁日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

取り扱う事務

一般旅券申請の受理及び交付（訂正、紛失、渡航先追加、増補申請を含む）

各種証明書の発行（下記の証明書の発行を行っている）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険に関する証明は除く）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

平成21年度市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数

単位：件

月	旅 券	戸 籍	住民票等	印鑑登録証明書	諸 証 明	税 証 明
4	605	306	184	65	5	44
5	331	213	143	46	3	23
6	503	352	168	95	6	75
7	712	333	200	69	6	61
8	744	319	170	70	6	39
9	560	313	152	83	8	70
10	471	293	194	82	7	39
11	367	196	178	63	5	46
12	464	183	145	63	8	36
1	603	273	133	75	3	46
2	620	291	190	86	1	51
3	637	346	258	87	8	51
合計	6,617	3,418	2,115	884	66	581

4. 市民相談 5 - 2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎本庁1階市民相談コーナーでの相談

(平成21年度)

相 談 名	開 催 日 時	担 当	相 談 内 容
一 般 相 談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
法 律 相 談	毎週木曜日 13:30～16:30	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、消費者金融等の金銭貸借など。
人権・心配ごと 相 談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護 委 員 連 合 会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
税 務 相 談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐 賀 支 部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般。
土 地 建 物 相 談	第2・4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物 取 引 業 協 会	借地、借家などの契約および苦情全般。
行 政 相 談	第1,2,3金曜日 13:30～16:30	行 政 相 談 員	役所や特殊法人などに関する相談。
行政書士による 相 談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	法務関係文書および官公庁への認可申請などに関する相談。
暴力に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと。

◎支所での相談

支所名	相 談 名	開 催 日 時	場 所
諸 富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13:00～16:00	諸富支所
大 和	法 律 相 談	隔月第2木曜日 13:30～16:30	大和支所
	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10:00～12:00	大和老人福祉センター
	心配ごと相談	毎月第4木曜日 10:00～12:00	
富 士	人 権 相 談	開催日時は市報をご覧ください。	富士支所
	行 政 相 談	毎月第4水曜日 10:00～15:00	
三 瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30～12:00	三瀬公民館
川 副	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:00～12:00	川副公民館
	法 律 相 談	隔月第2木曜日 13:30～16:30	川副支所
東 与 賀	人 権 相 談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	東与賀保健福祉センター
	行 政 相 談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	
久 保 田	人 権 相 談	開催日時は市報をご覧ください。	久保田老人福祉センター
	行 政 相 談	毎月第1金曜日 10:00～15:00	

◎本庁での相談・案内等状況

単位：件

相談の種類	一般相談	特 別 相 談						総合案内	暴力に関する	交通災害	合計
		法 律	人権・心配ごと	税 務	土地・建物	行 政	行政書士による相談				
H20	3,023	441	120	37	69	20	2	73,560	9	612	77,893
H21	3,377	486	110	39	71	7	6	74,766	5	476	79,343

5. つくし斎場 5-2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立1197番地465
- ② 敷 地 面 積 5,787㎡
- ③ 建 築 面 積 1,336㎡
- ④ 建 物 構 造 鉄筋コンクリート2階建
- ⑤ 施 設 内 容
- 待合棟
 - 1階 ホール、待合室（5室）、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室
 - 2階 ホール、待合室（2室）、湯沸室、便所
 - 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室（3室）、遺体安置室、作業室、電気室、火葬炉7基（1炉1再燃焼炉付）、作業員控室
 - 駐車場 45台収容
- ⑥ 着工及び竣工 昭和54年2月24日着工 昭和55年3月15日竣工
- ⑦ 業 務 開 始 昭和55年4月1日
- ⑧ 事 業 費 3億8,300万円

(2) 使 用 料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,500円	60,000円
子ども（10歳以下）	4,600円	40,000円
死産児	3,300円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,500円	4,600円
子ども（10歳以下）	4,600円	2,600円
③ 身体の一部等の焼却	10kgまで	10kgを超え1kg増すごと
	1,300円	130円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者 1,300円	市外居住者 5,200円

(3) 利用状況（平成21年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	1,808件	死産児	市 内	32件
	市 外	353件		市 外	25件
子ども	市 内	6件	人 体 の 一 部 等		2,044.1kg
	市 外	3件	遺体安置室・告別室		21件

6. 川副葬祭公園 5 - 2

(1) 施設の概要

① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道5722番地

② 敷 地 面 積 3,707m²

③ 建 築 面 積 176m²

④ 建 物 構 造 軽量鉄骨平屋建

⑤ 施 設 内 容

玄関ホール、休憩室（2室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、火葬炉2基、駐車場（20台収容）

⑥ 着工及び竣工 昭和51年12月20日着工 昭和52年3月31日竣工

⑦ 業 務 開 始 昭和52年6月1日

⑧ 事 業 費 6,250万円

(2) 使 用 料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	5,000円	60,000円
子ども（12歳未満）	3,000円	40,000円
死産児	2,000円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000円	10,000円
③ 身体の一部の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000円	10,000円
④ 霊柩車の使用	市内居住者	市外居住者
	5,000円	

(3) 利用状況（平成21年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	190件	死産児	市 内	6件
	市 外	5件		市 外	0件
子ども	市 内	2件	一身体等	市 内	7件
	市 外	0件		市 外	0件
			霊柩車	市 内	69件

7. 東与賀火葬場 5 - 2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中172番地 3
- ② 敷 地 面 積 997㎡
- ③ 建 築 面 積 167㎡ (建床面積144㎡)
- ④ 建 物 構 造 鉄筋コンクリート一部 2 階建
- ⑤ 施 設 内 容
待合室 (和室・ロビー)、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、霊灰塔、駐
車場、火葬炉 1 基
- ⑥ 着 工 及 び 竣 工 昭和61年12月10日着工 昭和62年 4 月25日竣工
- ⑦ 業 務 開 始 昭和62年 5 月 1 日
- ⑧ 事 業 費 5,318万円

(2) 使 用 料

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,000円	60,000円
子ども (10歳以下)	4,500円	40,000円
死産児	3,000円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,000円	4,000円
子ども (10歳以下)	4,500円	2,500円
③ 身体の一部等の焼却	10kgまで	10kgを超え 1 kg増すごと
	1,000円	100円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000円	4,000円

(3) 利用状況 (平成21年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	137件	死産児	市 内	2件
	市 外	6件		市 外	0件
子ども	市 内	1件	身 体 の 一 部 等		1件
	市 外	0件	安 置 室 使 用		0件

8. 市 税 5 - 4

(1) 市税の一覧

税目	区分	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	申 告 書 提 出 期 限	納 期 等
市 民 税		(個人) ・ 市内に住所を有する個人 (均等割、所得割) ・ 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割) (法人) ・ 市内に事務所または事業所を有する法人 (均等割、法人税割) ・ 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人で収益事業を行わないもの (均等割) ・ 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者 (法人税割)	(個人) ・ 個人申告書 3月15日 ・ 給与支払報告書 1月31日 ・ 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 (法人) ・ 中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・ 確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 (ただし、提出期限の特例あり)	(個人) ・ 普通徴収 第1期6月1日～6月末日 第2期8月1日～8月末日 第3期10月1日～10月末日 第4期12月1日～12月28日 ・ 特別徴収 6月から翌年5月までの徴収した月の翌月10日 (法人) 申告書の提出期限
固定資産税		固定資産 土 地 家 屋 償却資産	償却資産 1月31日	第1期5月1日～5月末日 第2期7月1日～7月末日 第3期9月1日～9月末日 第4期11月1日～11月末日
軽自動車税		原動機付自転車 軽 自 動 車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	・ 取得申告 軽自動車等所有者等となった日から15日以内 ・ 廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月11日～5月末日
市たばこ税		市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付	
特 別 土 地 保 有 税			平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入 湯 税		鉱泉浴場の入湯客	翌月15日までに申告・納付	
都市計画税		市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金		国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等		6月30日

賦 課 期 日	課 税 標 準 及 び 税 率			
1 月 1 日 (個人市民税のみ)	○個人所得割 税率＝6 /100	○法人均等割 (単位：円)		
	○個人均等割 3,000円	法 人 等 の 区 分		税 額
		資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの		3,600,000
		資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		2,100,000
		資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの		492,000
		資本金等の額が1 億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		480,000
		資本金等の額が1 億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		192,000
		資本金等の額が1 千万円を超え1 億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		180,000
		資本金等の額が1 千万円を超え1 億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		156,000
		資本金等の額が1 千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		144,000
		上記以外の法人等		60,000
	○法人税割 法人税額の14.7/100			
	1 月 1 日	・ 税率＝1.4/100		
		・ 免税点	土 地	30万円未満
			家 屋	20万円未満
		償却資産	150万円未満	
4 月 1 日	原動機付自転車	50cc以下		1,000円
		50ccを超え90cc以下		1,200円
		90ccを超えるもの		1,600円
		ミニカー		2,500円
	軽自動車	2 輪のもの		2,400円
		3 輪のもの		3,100円
		4 輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円
			乗用 自家用	7,200円
			貨物 営業用	3,000円
			貨物 自家用	4,000円
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円
		その他のもの		4,700円
	2 輪の小型自動車		4,000円	
	売り渡し本数1,000本につき3,298円（ただし、旧 3 級品は1,564円）			
	・ 宿泊する者 1 人 1 泊につき150円 ・ 宿泊しない者 1 人 1 泊につき80円			
1 月 1 日	・ 税率＝0.25/100			
	算定標準額の1.4/100 ※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 前年の 3 月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。			

(2) 市税の調定状況

(単位：円、％)

科 目			20 年 度		21 年 度	
			調 定 額	前年度比	調 定 額	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	11,035,436,060	102.4	10,881,420,636	98.6
		繰 越 分	473,936,939	105.8	490,976,415	103.6
		小 計	11,509,372,999	102.6	11,372,397,051	98.8
	法 人	現 年 分	3,179,161,400	93.6	2,426,464,600	76.3
		繰 越 分	33,704,806	89.1	36,109,391	107.1
		小 計	3,212,866,206	93.6	2,462,573,991	76.6
	合 計		14,722,239,205	100.4	13,834,971,042	94.0
固 定 資 産 税	現 年 分		12,958,585,400	101.4	12,580,632,700	97.1
	繰 越 分		865,207,667	78.2	762,530,442	88.1
	小 計		13,823,793,067	99.5	13,343,163,142	96.5
	交 付 金		113,902,900	88.5	115,666,100	101.5
	合 計		13,937,695,967	99.4	13,458,829,242	96.6
軽自動車税	現 年 分		436,329,600	102.9	450,160,900	103.2
	繰 越 分		36,393,240	93.9	31,497,492	86.5
	合 計		472,722,840	102.1	481,658,392	101.9
市たばこ税	現 年 分		1,421,794,188	93.8	1,367,955,909	96.2
	繰 越 分		0	—	0	—
	合 計		1,421,794,188	93.8	1,367,955,909	96.2
特 別 有 地 税	現 年 分		0	皆減	0	—
	繰 越 分		0	—	0	—
	合 計		0	皆減	0	—
入 湯 税	現 年 分		22,702,260	94.3	23,679,680	104.3
	繰 越 分		102,510	35.9	0	皆減
	合 計		22,804,770	93.6	23,679,680	103.8
都 市 計 画 税	現 年 分		1,506,925,100	101.4	1,471,819,100	97.7
	繰 越 分		100,709,316	76.8	88,659,352	88.0
	合 計		1,607,634,416	99.4	1,560,478,452	97.1
総 計	現 年 分		30,674,836,908	100.4	29,317,799,625	95.6
	繰 越 分		1,510,054,478	85.7	1,409,773,092	93.4
	合 計		32,184,891,386	99.6	30,727,572,717	95.5

(3) 市税の決算状況

(単位：円、％)

科 目			20 年 度			21 年 度		
			収 入 額	収入率	前年度比	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	10,793,643,179	97.8	100.0	10,676,749,822	98.1	98.9
		繰 越 分	157,900,558	33.3	100.0	179,380,031	36.5	113.6
		小 計	10,951,543,737	95.2	102.7	10,856,129,853	95.5	99.1
	法 人	現 年 分	3,165,126,523	99.6	93.5	2,417,029,360	99.6	76.4
		繰 越 分	7,613,379	22.6	85.9	10,202,215	28.3	134.0
		小 計	3,172,739,902	98.8	93.5	2,427,231,575	98.6	76.5
	合 計		14,124,283,639	95.9	100.5	13,283,361,428	96.0	94.0
固 定 資 産 税	現 年 分		12,706,996,320	98.1	101.7	12,361,048,100	98.3	97.3
	繰 越 分		246,083,022	28.4	82.5	237,028,941	31.1	96.3
	小 計		12,953,079,342	93.7	101.2	12,598,077,041	94.4	97.3
	交 付 金		113,902,900	100.0	88.5	115,666,100	100.0	101.5
	合 計		13,066,982,242	93.8	101.1	12,713,743,141	94.5	97.3
軽自動車税	現 年 分		424,364,967	97.3	103.7	437,654,962	97.2	103.1
	繰 越 分		11,734,536	32.2	111.5	10,592,571	33.6	90.3
	合 計		436,099,503	92.3	103.9	448,247,533	93.1	102.8
市たばこ税	現 年 分		1,421,794,188	100.0	93.8	1,367,955,909	100.0	96.2
	繰 越 分		0	—	—	0	—	—
	合 計		1,421,794,188	100.0	93.8	1,367,955,909	100.0	96.2
特 別 有 地 税	現 年 分		0	—	皆減	0	—	—
	繰 越 分		0	—	—	0	—	—
	合 計		0	—	皆減	0	—	—
入 湯 税	現 年 分		22,702,260	100.0	94.3	23,653,940	99.9	104.2
	繰 越 分		102,510	100.0	55.9	0	—	皆減
	合 計		22,804,770	100.0	94.0	23,653,940	99.9	103.7
都 市 計 画 税	現 年 分		1,477,668,375	98.1	101.7	1,446,129,719	98.3	97.9
	繰 越 分		28,565,109	28.4	78.0	27,476,117	31.0	96.2
	合 計		1,506,233,484	93.7	101.1	1,473,605,836	94.4	97.8
総 計	現 年 分		30,126,198,712	98.2	100.5	28,845,887,912	98.4	95.8
	繰 越 分		451,999,114	29.9	96.4	464,679,875	33.0	102.8
	合 計		30,578,197,826	95.0	100.5	29,310,567,787	95.4	95.9

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

年度 区分	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度
一 般 会 計	82,786,269	87,573,152	80,377,794	89,529,663
市 税	27,690,152	30,440,784	30,578,198	29,310,568
割 合(%)	33.4	34.8	38.0	32.7

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)

(各年4月1日現在)

種 別		平 成 18 年	平 成 19 年	平 成 20 年	平 成 21 年	平 成 22 年
総 数		88,934	89,981	91,078	92,505	93,735
原 自 動 機 付 車	50cc以下	13,318	12,825	12,365	11,974	11,646
	50ccを超え90cc以下	1,545	1,449	1,397	1,375	1,315
	90ccを超えるもの	725	742	753	850	950
	小 計	15,588	15,016	14,515	14,199	13,911
軽 自 動 車	2 輪 の も の	1,949	1,963	1,938	1,996	2,017
	3 輪 の も の	3	3	3	3	3
	4 輪 乗 用	39,745	42,114	44,250	46,305	48,220
	4 輪 貨 物	22,529	21,932	21,476	21,087	20,679
	小 計	64,226	66,012	67,667	69,391	70,919
小 自 型 動 特 殊 車	農 耕 作 業 用	6,311	6,174	6,028	5,890	5,824
	そ の 他	308	324	398	451	468
	小 計	6,619	6,498	6,426	6,341	6,292
2 輪 の 小 型 自 動 車		2,501	2,455	2,470	2,574	2,613

9. 市民活動センター 5-1

建物概要

名 称 i スクエアビル (アイ・スクエアビル)

所 在 地 佐賀市駅前中央1丁目8番32号

敷地面積 3,464.88㎡

建築面積 1,040.82㎡ (延床面積 8,068.43㎡)

構 造 鉄骨造 9階建

総事業費 19億8千万円 (佐賀市分)

開 館 平成14年4月1日

内 容 ◎情報プラザ (1F) ……「見て、知って、創って」をコンセプトにIT機器を駆使し、デジタルワールドを楽しく体感することができます。子どもから大人までみんなが楽しめるふれあいスペースです。

□イベントゾーン □デジタルライブラリー □インターネットサロン
□ITファクトリー

◎市民活動プラザ (3・4F) ……市民活動を知りたい、参加したい、いろんな人と交流したい、活動を広げたい、そんなあなたの市民活動を応援します。

□ミーティングフロア □情報コーナー □活動スペース □ワーキングコーナー
□親子交流サロン □リフレッシュコーナー □プラザ事務所
□行政コーナー (市民活動推進課・スポーツ振興課) □消費生活相談室
□小会議室 (4室)

◎新産業支援プラザ (5F) ……新しく事業を起こそうとお考えの方、新しい製品を開発しようとする企業や個人、事業を拡大しようとする地元企業等に対してさまざまな支援を行います。

□インキュベートルーム □産業支援相談室 □商談室
□大・中・小会議室 (各1室) □交流サロン □リフレッシュコーナー

10. 市民活動推進 5 - 1

(1) 市民活動支援事業

① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体や協働などについての基礎的な理解を深める事業を実施する。

◎市民活動に関する各種啓発事業（平成21年度実績）

開催日時	講 座 名	参加者数(人)
1/13～2/22、2/8～2/26	協働に関する職員研修 (管理職を除く全職員対象)	1,286

② 情報の提供／交流事業

市民と行政との協働を行っていくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

1. 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供
2. 市民活動団体ガイドブック2009の更新・配布
3. 支援事業説明会・意見交換会の開催
4. 助成金情報について、団体に適した情報を提供する

③ 協働推進窓口

市民活動団体等が行政に活動を周知したり、理解や協力、協働事業の取り組みを働きかけたりしたい時に、いつでも対応できるように特定非営利活動促進法の17分野に対応する佐賀市の部署に担当者を配置している。(平成15年12月より運用開始)

関係者が一堂に会して協働事業の話し合いを行い、双方で顔の見える関係づくりを推進する。

相談件数 4件（平成21年度実績）

④ 佐賀市「参加と協働をすすめる指針」の啓発

佐賀市の「参加」と「協働」に関する考え方を示すため、市民活動団体・企業・行政の関係者などで構成する協働指針策定市民会議や庁内検討会により検討し、協働指針を策定し（21年3月）、市民や市民活動団体に配布した。また、全職員に対しても研修を実施し、協働指針の概要を説明した。

(2) 市民とのパートナーシップ推進事業

市民活動団体の主体的な企画・立案・実施による地域の課題解決事業の提案を協働の取り組みとして委託し実施することで、市民活動団体と行政との協働による取り組みの促進と地域の課題解決を図る。

◎平成21年度事業

① 「ひろげよう！協働」部門 1事業

事業名「それ、なに！？どうすれば！？私たちにもできるの！？協働おもしろ大百科」

団体名「特定非営利活動法人 地球市民の会」

② 「協働にチャレンジ！」部門 1事業

事業名「協働で『非行』を考える」

団体名「さが『非行』と向き合う親たちの会 飛行船の会」

(3) 市民活動保険

市民活動を実践する活動者等が市民活動中に怪我をした場合や死亡した場合、あるいは活動の参加者等に損害を与えた場合などに補償を行う。

◎市民活動保険の特徴

- ① 市内に活動拠点を置いた市民活動団体で、広く公共の利益を目的とした市内における自発的な無報酬の活動が対象。
- ② 保険対象となる方は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く。
- ③ 保険料は市が全額負担。
- ④ 申し込みや事前登録手続きは不要。
- ⑤ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない。

◎平成21年度保険契約受付件数〔平成23年1月末時点〕

傷害保険事故 16件、賠償責任保険事故 0件

(4) 協働ステップアップ事業

職員や市民の協働への意識向上を図り、より具体的で効果的な協働の取り組みを進めていくために次の取り組みを行う。

① 市内の協働事業実態調査及び事例集の作成

市内で行われた市民活動団体との協働事業についての概要を把握する。

(平成21年度実績 ヒアリング65事業、その事例をもとに「協働」に対する理解を広げ実践をすすめるために副読本『協働力本（きょうどうちからぼん）』を発刊、配布した。)

② 協働相談会

協働に関する相談窓口を設置することにより、協働事業支援体制を確立する。

相談件数 5件（平成21年度実績）

③ 「佐賀市協働出合いフェスタ」の開催

協働の取り組みに積極的な市職員と市民活動団体関係者が、協働事例の共有や情報交換を行う機会をイベント的に提供する。(平成21年度4回、参加者のべ141名)

- ・第1回テーマ：公の施設運営における協働
- ・第2回テーマ：企業との協働
- ・第3回テーマ：公民館との協働
- ・第4回テーマ：環境にやさしいまちづくり

(5) 市民活動拠点運営事業（市民活動プラザ）

◎市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関することを目的として設置した。運営管理については特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンターを指定管理者とし、市民組織主体の施設運営と市民活動支援を行っている。

① 貸出施設の利用案内

申し込み 使用日の3カ月前から3階市民活動プラザ窓口で受付

休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

利用時間 午前9時から午後10時まで

※ ただし、営利・宗教・政治的な用途には、貸し出しできない。

② 会議室等の利用料金について

◎会議室

種 類	数	単 位	利 用 料 金
大会議室 84㎡（50人程度）	1	1 時間	2,500円
中会議室 56㎡（24人程度）	1	1 時間	1,500円
小会議室 24㎡（12人程度）	5	1 時間	1,000円

※市民活動利用の場合は利用料金の2割の金額

◎その他の設備

種 類	数		利 用 料 金
活動スペース	6 ブース		月5,000円
ロッカー	大	2 個	月500円
	中	36個	月300円
	小	48個	月200円
レターケース	240団体分		無 料

※活動スペース、ロッカーの年間利用料金を4月に前納すると、9割の金額

◎コピー機

種 類	内 容	利 用 料 金	
コピー機	白黒・2色	B 5 ・ A 4	10円/ 1 枚
		B 4 ・ A 3	20円/ 1 枚
	カラー	B 5 ・ A 4	50円/ 1 枚
		B 4 ・ A 3	100円/ 1 枚

◎印刷機

種 類	内 容	施設利用登録している 市民活動団体の利用料金	一般利用料金
印刷機	製版	50円／1枚	100円/ 1 枚
	印刷	0.5円／1枚	1 円/ 1 枚

◎市民活動プラザの利用状況

項 目	平成20年度実績	平成21年度実績
来場者数	51,658人	50,286人
会議室利用率	47.1%	49.0%
利用登録団体数	599団体	506団体
レターケース利用団体	240団体	226団体

11. 交通安全・防犯

(1) 交通安全対策 2-7

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○交通事故発生状況

平成 20 年			平成 21 年			平成 22 年		
発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者
3,040	7	3,952	3,079	6	3,995	3,239	10	4,227

(2) 暴走族等追放対策 2-7

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員18名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。

(3) 交通災害共済制度 2-7

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも、いつからでも年額一人500円の掛金で加入できる。
- 2月1日から予約受付を開始し、共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。

② 災害見舞金表

区 分	災 害 の 程 度	見 舞 金 額
交通事故証明書有り	死 亡	1 0 0 万円
	自賠法第 1 級各号に掲げる後遺障害	8 0 万円
	入院・通院実日数 2 0 0 日以上	2 0 万円
	" 1 5 0 日以上	1 5 万円
	" 1 0 0 日以上	1 0 万円
	" 7 5 日以上	7 万 5 千円
	" 5 0 日以上	5 万円
	" 2 5 日以上	3 万円
	" 1 0 日以上	2 万円
現認書の み	" 2 5 日以上	2 万円
	" 1 0 日以上	1 万 2 千円

○ 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等において、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船・フェリー・旅客航空機等の走行（運行中）の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

○ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県交通災害共済制度の加入実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
加 入 者 数 (人)	16,242	27,034	23,543
年 掛 け 金 (円)	600	500	500
掛 け 金 (保 険 料) 合 計 (円)	11,135,850	13,517,000	11,771,500
加 入 率 (%)	8.0	11.4	9.9

※平成19年度は、市民交通傷害保険制度の加入実績

(4) 生活安全対策 2-7

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間2回開催予定）

(5) 防犯対策 2-7

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○犯罪発生状況 (単位：件)

平成20年			平成21年			平成22年		
窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計
2,999	624	3,623	2,743	528	3,271	2,620	600	3,220

(6) 防犯灯対策 2-7

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

① 防犯灯設置助成金制度（平成20年度）の内容

	区 分		助 成 額	助成最高限度
設置費	新 設	新たに小柱を立てて設置	1基当たりに要した経費の1/2以内	15,000円
		電 柱 に 設 置	1灯当たりに要した経費の1/2以内	3,000円
補修費	補 修	小 柱 の 補 修	1基当たりに要した経費の3/4以内	9,000円
		白熱灯及び蛍光灯の補修	1灯当たりに要した経費の3/4以内	3,900円
	切替	蛍光灯への切り替え	1灯当たりに要した経費の3/4以内	3,000円
	取 替	蛍光管の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内	500円
		白熱球の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内	400円
維持費		電 気 料	1基当たりの年間電気料金の10/10以内	645円

(佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。)

② 防犯灯助成の実績

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
助成件数	・新設灯数	114灯	166灯	161灯
	・補修灯数	215灯	218灯	271灯
	・切替灯数	65灯	64灯	53灯
	・取替灯数	2,425灯	2,549灯	2,288灯
	・電気料助成灯数	11,029灯	12,268灯	12,575灯
助 成 金 額		9,849,015円	10,962,601円	11,076,409円

12. 消費生活

(1) 消費者啓発 2-7

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 消費者フェスタ（消費生活展）の開催

消費生活に関するさまざまな知識や情報を提供し、自主的・主体的に行動する契機とし、消費生活を豊かにするために開催する。

② 「消費者月間・消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、街頭啓発キャンペーンや講演会等の消費者啓発事業を実施する。

③ 「夏休みおもしろ雑学講座」

小学生とその保護者を対象に「本物に触れて、学んで、くらしのものしり博士を目指そう」と題して3回シリーズで開催し、金銭教育や佐賀の自然環境や食について学び、こどもの頃から消費者意識を醸成する。

④ 地域連携型佐賀大学公開講座

佐賀大学と連携し、一般市民を対象に、「暮らしの知識を学び消費者力を磨く」ための講座を4回シリーズで開催する。

⑤ 地域消費者講座開催

申請により、地域の各種団体、グループ、各種学校等に出前講座や講師の派遣を行う。

地域消費者講座開催件数と参加人数

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
開 催 件 数	53件	63件	33件
参 加 人 数	2,647人	2,486人	1,087人

⑥ 消費生活センターからのお知らせ

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報や市ホームページに掲載するほか、民生委員会、地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）、ケアマネージャーにチラシ、メールにより配信する。

(2) 消費者団体の育成 2-7

佐賀市消費者グループ協議会及び各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

(3) 消費者保護 2-7

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、消費生活専門相談員が、解

決のための助言及び斡旋を行う。

相談窓口一覧

相 談 窓 口	相 談 日 時		電話番号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日	9：00～16：00	40－7087
諸富支所	第2・第4木曜日	9：00～15：00	47－2133
大和支所	毎週水曜日	9：00～15：00	51－2435
富士支所	第2・第4火曜日	9：00～15：00	58－2355
三瀬支所	第2金曜日	9：00～15：00	56－2200
川副支所	毎週月曜日	9：00～15：00	45－8911
東与賀支所（東与賀保健福祉センター）	第1・第3木曜日	9：00～15：00	45－1023
久保田支所	第1・第3金曜日	9：00～15：00	68－3137

※支所の相談窓口は予約制で、相談日前日12時までの受付

消費生活相談件数

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相 談 件 数	3,001件	2,705件	2,451件
再 相 談 件 数	1,489件	1,902件	1,974件

※相談案件について、新規相談受付後、同じ相談について対応した件数。

消費生活相談内容（平成21年度、上位10位）

順位	内 容	件、(%)
1	多 重 債 務	466 (19.0)
2	アダルトサイト	277 (11.3)
3	不 動 産 賃 借	121 (4.9)
4	新 聞	110 (4.5)
5	不 当 架 空 請 求	99 (4.0)
6	リフォーム工事	88 (3.6)
7	健 康 食 品	58 (2.4)
8	医 療 用 具	51 (2.1)
9	生 命 保 険	37 (1.5)
10	株 取 引	35 (1.4)

② 多重債務者対策会議の開催

多重債務者に対する相談体制を整え、関係各課の緊密な連携の下、効果的な支援、課題解決を図るために課長会議、担当者会議を開催する。

③ 消費生活関連法の立入検査

- ・消費生活用製品安全法による立入検査
- ・家庭用品品質表示法による立入検査
- ・計量法による量目立入検査
- ・計量法による特定計量器定期検査

13. 国際交流

(1) 姉妹都市・友好都市 5 - 1

- ① アメリカニューヨーク州グレンズフォールズ市及びウォーリン郡（昭和63年9月23日締結）
バルーンをきっかけに姉妹都市を締結し、中高生生徒訪問団の派遣・受け入れ、バルーン交流、短大生派遣・受け入れ等の交流を行っている。
- ② 韓国釜山広域市蓮堤区（平成10年10月9日締結）
10年来の相互交流のもとに姉妹都市締結をした。現在、文化交流や小学校間交流など、市民主体の交流に広がっている。
- ③ 中国江蘇省連雲港市（平成10年11月27日締結）
徐福が縁で友好都市締結をし、平成13年からは少年使節団の派遣・受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。
- ④ フランスジロンド州クサク村（昭和63年4月19日締結）
観光牧場開発をきっかけに姉妹都市を締結し、平成2年から中学生の派遣受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。

(2) 国際交流事業 5 - 1

	事業名	事業内容	実施主体	実施年度	事業費
①	留学生交流事業	・留学生との懇談会 ・留学生奨学金給付	佐賀市 "	22年度	253 4,320
②	佐賀市国際交流協会事業	・佐賀市国際交流協会の事業支援		22年度	11,194
③	研修員受入れ事業	・連雲港市からの研修員受入れ	佐賀市	22年度	2,707
④	外国青年招致事業	・国際交流員の任用	佐賀市	22年度	5,621
⑤	姉妹・友好 都市交流事業	・グレンズフォールズ市 ：バルーンチーム派遣	佐賀市	22年度	2,234
		・連雲港市：少年使節団派遣	"		1,017
		・クサク村：生徒訪問団派遣	"		2,500

※事業費：平成22年度予算